

# 毛布1枚 父子で取り合い

## 子ども貧困 ②

昨年10月、大阪府内のアパートの一室。弁護士Aの男性(36)がドアを開けると、室内は薄暗かった。電気はつかず、カーテンのない窓から街灯の光が差し込み、ごみに埋もれた部屋を照らす。床には、携帯電話を充電するための乾電池が50個以上転がっていた。

住んでいたのは高校3年で18歳の少年と、無職で17歳の妹。一緒に暮らしていた父親は3週間ほど前に失踪した。家財道具は炊飯器と洗濯機と毛布1枚で、所持金は110円。ハムスタ1だけがえさを与えられ元気だった。弁護士は「このままでは死ぬ」と感じた。児童福祉法の「児童」は18歳未満をさす。児童養護施設への入所は児童に限られ、2人がすぐに入れる施設は見つからなかった。弁護士は親から引き離し2人を独立させようと家を

探したが、20歳未満のため親権者の同意がないと契約もままならない。「みんなが少しずつ泣いてこの手を助けませんか」と説得して回った。

事情をくんだ大家が部屋を貸してくれ、生活保護を受けて布団も買った。「布団なんて3年ぶりやな」。少年は言った。

小学3年から児童養護施設で妹と暮らした。月1、2回父が面会に訪れ、焼き肉などを食べに行ったり。

少年が物心つくころに両親が離婚。母親は失踪し、父親は育てられず、少年はどの部屋で暮らした。父は

働かず、ギャンブルにはまっていた。施設で妹とためた約15万円は、制服代などとして取り上げられた。

施設では生活に困らなかつたが、もっと自由が欲しかった。中学卒業と同時に父と暮らす道を選んだ。面会するときのような生活ができるかと期待した。

部屋には常にごみの悪臭がただよっていた。制服ににおいが移るのが嫌で、帰宅後はすぐ袋に入れた。

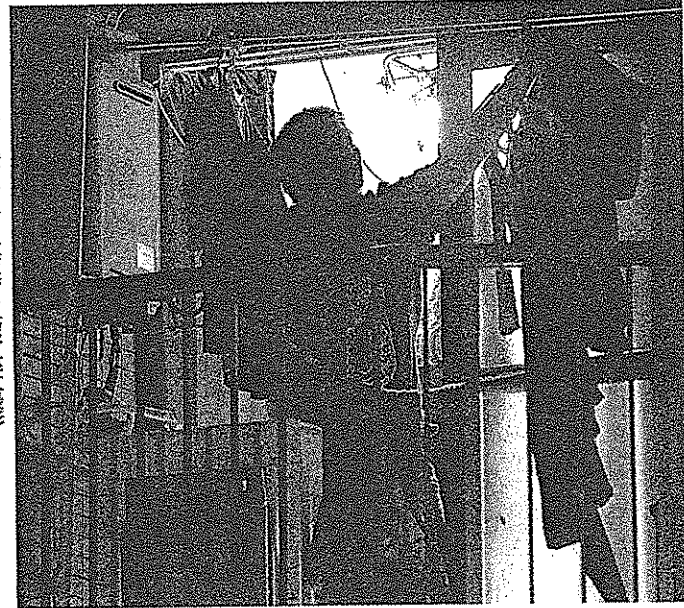
伯父のアパートの5畳ほどの部屋で暮らした。父は

「もうダメだわ」。父が家を出て約3週間。施設に残っている友人に連絡した。その初めてのSOSが施設を支援する弁護士に届き、妹と共に保護された。

「死ぬ心配ないし、昔よりは幸せ」(後藤泰良)

催促が繰り返してきた。

「もうダメだわ」



洗濯物を取り込む少年。大阪府、筋野健大撮影

### 18歳から2年 支援不十分

兄妹が暮らした児童養護施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。原則、家族の元で生活できない18歳未満の児童が暮らす。厚生労働省の調査では全国約600施設に約2万8千人(2014年10月1日現在)が入所する。18歳から成人までの2年間は福祉の空白と言われる。児童福祉法では守られず、未成年のため大人として扱われず、部屋を借りるなど生活に必要な契約行為を単独で行うのが難しい。日本弁護士連合会は親権を代行する未成年後見制度での弁護士活用を呼びかけ

るが、ほぼ無報酬なうえに親並みの損害賠償責任を負うなどのリスクもあり、担い手が少ない。行政やボランティアによる支援もまだ十分ではない。西南学院大の安部計彦教授(児童福祉論)は「空白の2年を支援する福祉メニューは限定的で、希望と合致しないことも多く、改善が必要」と指摘。貧困状態の親元に仕方なく戻り、厳しい状況に追い込まれるケースも少なくない。施設を出た後のケアができる態勢を整え、選挙権同様、18歳を大人とすることで一定の解決にはなるのではと話す。

子どもの貧困についてのご意見をasahi\_forum@asahi.comで募集しています。10月中旬に朝日新聞デジタルでアンケートを実施する予定です。

